

令和元年度 第3回
江戸川区子ども・子育て応援会議
議 事 要 旨

日 時 令和2年2月12日（水） 午前10時00分から
場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 「（仮称）未来を支える江戸川こどもプラン」について
 - ①パブリック・コメント（意見公募）実施結果について
 - ②最終案について
- (2) 令和2年度認可保育所の利用定員の設定について
- (3) 子どもの権利条例の策定について

3 報告事項

- (1) 令和2年度 主な新規・拡充事業について
- (2) 江戸川区児童相談所（4月開設）
- (3) 児童相談所開設に伴う江戸川区児童福祉審議会設置について

4 閉 会

事務局：子ども家庭部子育て支援課

令和元年度 第3回 江戸川区子ども・子育て応援会議 委員名簿

| | 所属機関・役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|------------------------|---------|-------------------------------------|
| 1 | 玉川大学学術研究所 高等教育開発センター教授 | 笹井 宏益 | 委員長 |
| 2 | 江戸川区私立幼稚園協会会長 | 田澤 茂 | |
| 3 | 江戸川区認可私立保育園園長会会長 | 秋山 秀阿 | 欠席 |
| 4 | 江戸川区立小学校長会会長 | 山下 靖雄 | 欠席 |
| 5 | 江戸川区立中学校長会会長 | 横澤 広美 | 欠席 |
| 6 | 江戸川区保育ママの会代表 | 清家 君枝 | |
| 7 | 江戸川区認証保育所連絡会共同代表 | 須永 尚子 | 欠席 |
| 8 | 江戸川区青少年育成地区委員長会会長 | 田中 稔家 | 副委員長 欠席 |
| 9 | 江戸川区青少年委員会会長 | 川島 英夫 | |
| 10 | 青少年育成アドバイザー東京会会長 | 山本 又三 | |
| 11 | 江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長 | 五井 由希恵 | |
| 12 | 江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長 | 尾崎 泰子 | |
| 13 | 江戸川区立小学校PTA連合協議会会長 | 井田 佳男 | |
| 14 | 江戸川区立中学校PTA連合協議会会長 | 泉山 耕一 | 欠席 |
| 15 | 江戸川区認証保育所利用者代表 | 鈴木 恵 | 欠席 |
| 16 | 東京商工会議所江戸川支部会長 | 森本 勝也 | |
| 17 | 連合江戸川地区協議会 | 宇賀神 由美子 | 欠席 |
| 18 | 民生・児童委員協議会 | 大崎 弘 | 欠席 |
| 19 | 江戸川区医師会理事 | 千葉 友幸 | 代理出席:小澤 和樹(おざわ かずき) (江戸川区医師会事務局) |
| 20 | 江戸川区歯科医師会副会長 | 川野 浩一 | |
| 21 | 公募区民 | 岩崎 薫子 | 欠席 |
| 22 | 公募区民 | 田口 洋子 | 欠席 |
| 23 | 区議会議員(福祉健康委員会委員長) | 伊藤 照子 | |
| 24 | 区議会議員(福祉健康委員会副委員長) | 栗原 佑卓 | |
| 25 | 健康部長 | 森 淳子 | 代理出席:健康サービス課母子保健担当係長 坂井 緑 |
| 26 | 教育委員会事務局参事 | 柴田 靖弘 | 代理出席:教育推進課すくすくスクール係長 原野 節子 |
| 27 | 子ども家庭部長 | 松尾 広澄 | |

1 開会

(事務局) これより令和元年度第3回江戸川区子ども・子育て応援会議を開会いたします。初めに、新しく委員になられた方の御紹介をさせていただきます。東京商工会議所江戸川支部会長、森本勝也委員です。

(森本委員) 宜しくお願ひいたします。

(事務局) 続いて、子ども家庭部長、松尾より挨拶をさせていただきます。

(子ども家庭部長) 皆様、改めましておはようございます。只今から会議を始めさせていただきます。お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

先週の2月4日、節分の翌日に、児童相談所が子ども家庭部の所管として引き渡しを受けました。今、内部を養生しながら、机、子どもたちのベッド、衣料品など、いろいろなものを入れて準備を進めております。すごく立派な建物で、形が整ったらまた皆様方にも御案内をさせていただきますので、その時はどうぞよろしくお願ひいたします。

今日、議題にもありますけれども、大きく二つのお話をさせていただきます。

最初に、江戸川こどもプランです。これまでは事業計画という形で、保育・幼児教育の需給バランスを図るための計画でありましたけれども、今申し上げますとおり、児童相談所が江戸川区の所管となって、来年度からは児童福祉の責任を持って児童福祉の先端を我々が担っていくこととなります。このプランをつくるに当たっても、保育・幼児教育の需給バランスだけではなくて、今、子どもを取り巻くさまざまな事象に対する対応をどうするのか、この基礎的自治体としてどうしていったらいいのかということ盛り込ませていただいております。児童相談所の計画はもとより、貧困対策計画、ひとり親の支援の問題、自立支援の問題、さまざまな法定計画もこの中に盛り込ませていただいておりますので、この会議で御議論いただきたいと思っております。ついこの間パブリック・コメントも終えて、大変良いものできたと思っております。今日、御説明を改めて申し上げますけれども、まだまだ足りない部分があるかもしれません。忌憚のない御意見をいただければと思っております。

もう一つが、江戸川区としてそういう児童福祉を担う形になったということもありまして、これは行政が、そして大人がということではなくて、やはり権利の主体は子どもでありますので、この子どもが権利の主体であるということを広く70万区民に訴えていきたい。そのために何が必要かということ考えたところ、「子どもの権利条例」というものを来年度中に策定したいと思っております。基本は我々が庁内で、副区長を委員長とする検討委員会で案をつくってまいりますけれども、行政だけでつくるのではなくて、この会議を中心にしながら、あるいは場合によっては、もっともっと子どもの意見を聞くようにしよう、いろいろな機会を子どもたちから直に聞くような機

会も設けながら、この「子どもの権利条例」を子どもたち自体が僕たちの条例なんだと思ってもらえるよう進めていきたいと思っています。そのため、少しお時間をいただきながら、議会とも調整をさせていただきながらこの条例を策定してまいりますけれども、今後の会議ではそのことを中心に御意見等を拝聴しながらつくってまいりたいと思っております。

今日は、どんなものをつくるのかという、今我々事務局の思いを皆様方にお示しさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

2時間という短い間ではありますけれども、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(事務局) それでは、ここからは笹井委員長に進行をお願いいたします。

(笹井委員長) 皆さん、おはようございます。早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

2 議事

(1) 「(仮称) 未来を支える江戸川子どもプラン」について

①パブリック・コメント(意見公募)実施結果について

②最終案について

(2) 令和2年度認可保育所の利用定員の設定について

(3) 子どもの権利条例の策定について

(笹井委員長) 議事の1番目、(1)「(仮称) 未来を支える江戸川子どもプラン」について、パブリック・コメント(意見公募)の実施結果について、それから最終案について、この2項目が上がっておりますけれども、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局) それでは、(1)「未来を支える江戸川子どもプラン」について、事務局の子育て支援課の今澤からお話をさせていただきます。

最初に、①パブリック・コメントです。資料1-1、「パブリック・コメントの結果について」という資料を御覧ください。

パブリック・コメント(意見公募)の手続については、(1)の①にありますように、ホームページ等で今年の1月10日から23日までの2週間にわたり募集をさせていただきました。その結果については2番の主な意見の概要に記載をさせていただきましたが、12名の区民、1団体、意見の数としては45件御意見を頂戴いたしました。

大きく分けると、丸がついているような形で区分をさせていただきましたが、すくすくスクールの時間延長やおやつの提供などに関するもので6件。子育ての情報をより分かりやすく伝えてほしいといった趣旨の御意見などが6件。保育園をもう少しつってほしい、それから一時保育の場を共育プラザなどでも実施してほしいといったような御意見が5件、先ほどの部長の挨拶の中でもありましたが、計画の中で子どもの権利条例をつくっていくとい

うことも盛り込ませていただきました。子どもの権利に関することで5件、御意見を頂戴しております。また保育、幼児教育の質の向上に関するものが4件。就学後の教育環境、例えば少年野球の外部指導員などに関する問題、インターネット上のいじめ対策、性的指向、LGBTなどに配慮した施設整備等で4件、御意見を頂戴しております。その他、地域全体での支援、不妊治療助成やヤングケアラーに関する御意見などを頂戴しております。

このパブリック・コメントの結果については、計画策定が3月末になるかと思えますけれども、計画策定後、区のホームページで意見の概要と区の考え方、回答についてお知らせをさせていただきたいと思っております。パブリック・コメントについては以上です。

次に、次第の②最終案についてを御説明させていただきます。

前回の会議で全体を通して説明をさせていただきましたので、今日の会議では資料1-4、前回の素案からの修正事項をベースに説明をさせていただきます。

資料1-4の一番上の丸、子ども・子育て応援会議でいただいた意見を参考に修正をさせていただきました。前回の会議で私立保育園の園長会会長から、保育士確保が今後ますます難しくなってくるという御意見、そして区のほうにも何か対応をとというような御意見を頂戴しました。こちらについては、計画書の資料1-2、本編の58ページを御覧ください。一番下の「6保育士確保に向けた取組」ということで、2番目ですけれども、「本区独自の処遇改善のほか、職員のモチベーション向上と勤務継続を促すため、継続勤務報奨金を支給します。これにより保育事業者の採用活動を支援するとともに、保育士の定着支援を図ります」ということで、これまで採用について区として取り組んできましたけれども、保育士の定着支援ということで、5年、10年という区切りごとに報奨金を支給させていただきたいと思っております。

資料1-4に戻ります。新規事業の追記ということで、これはこの後、第1回の区議会定例会の中で予算審議を経て決定させていただく予定ですので、あくまでも現段階では予定ということになりますが、資料1-2の59ページ下に「3小中学校学習支援『学力向上事業』」を記載させていただいております。その丸の真ん中です。「学習に不安を抱える児童・生徒を対象に民間やNPO法人等による放課後補習教室を開催し、基礎・基本の定着や学習習慣の確立などに取り組む」旨を記載させていただきました。これまで学習支援については、児童女性課成長支援係や、共有プラザでも「1655勉強cafe」というような形で、庁内各部署で取り組んでまいりましたが、次年度以降については学校が主体となってやっていこうということで、地域の力、NPO法人の力もお借りして放課後補習教室に取り組んでいきたいと思っております。

次に、子ども朝ごはん食堂です。資料1-2の65ページを御覧ください。

「5子ども朝ごはん食堂」と記載がありますが、「子どもたちが始業前の学校、特に小学校を念頭に入れておりますけれども、地域ボランティアとともににおにぎり等の朝御飯を作って食べることで、自ら調理する力と適切な食習慣、食生活を身につけていきます」ということを記載させていただきました。地域ボランティアというのは民生・児童委員の方々や、ファミリーヘルス推進員の方々のお力を借りて、こういった事業に取り組んでいきたいと考えております。

次に、資料1-2の82ページ、「8学校給食費保護者負担軽減」についてですが、こちらは食材費が高騰しておりますので、給食費改定に伴い、給食費の一部補助を実施していきたいと思っております。1人当たり月額200円の補助をしていきたいと思っております。

また、低所得の方が対象になりますが、第3子以降については今の就学援助の基準を緩和し、給食費の無償化、無料で食べられるように、配慮していきたいと思っております。

資料1-4に戻ります。組織改正等による修正です。e-りびんぐ、Sacuらぼなど、中高生の居場所事業はこれまで児童女性課成長支援係で行ってまいりましたが、健全育成課に一本化することを検討しております。所管の変更ということです。

次に、関連計画、放課後子ども総合プラン、子どもの貧困対策計画についてということで、資料1-2の119ページを御覧ください。「新・放課後子ども総合プランへの対応」とあります。こちら、前回の会議では第4章に記載をさせていただいておりましたが、編集の都合で8章へ移動させていただきました。

併せて、121ページを御覧ください。子どもの貧困対策に関連する取り組みということで、この計画は貧困対策計画の要素も包含しております。国の考えに基づきまして、この計画書の中で貧困に関する取り組みを分かりやすく整理させていただきました。

次に、125ページを御覧ください。第9章「計画実現の体制づくり」です。前回、こちらは空白でございましたけれども、計画実現のための体制整備や、126ページにありますように、「計画の達成状況の点検・評価」P D C Aサイクルについて記載をさせていただきました。

また、次のページ、127ページを御覧ください。昨年度、今年度にわたりまして、応援会議の皆様から様々な御意見をいただきました。このような形で委員の名簿を記載させていただいております。

128ページでは、パブリック・コメントで用語が難しい、よくわからないといった御意見を頂戴しましたので、巻末に用語解説を追加させていただいております。この他、パブリック・コメントでは文言に統一感がないというようなお話もありました。それから区の課題認識について、もう少し細かく

書いたほうが良いのではないかという御意見もありましたので、本編の47、48ページに、第7節ということで、「子どもと家庭を取り巻く状況等に見る課題」という形で、ニーズ調査の結果から見える江戸川区の子ども・子育ての状況等を2ページに渡って記載させていただきました。

今、説明させていただいた事業の中には新規・拡充事業、先ほど申し上げましたように、議決を経て正式にスタートする事業も含まれておりますので、公表自体は今月から始まります第1回の定例会最終日以降にさせていただく予定でありますので、御了承いただければと思います。

私から、(1)「(仮称)未来を支える江戸川こどもプラン」に関する説明は以上でございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたけれども、御質問、あるいは御意見がございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。

(伊藤委員) 来年度予算で江戸川区では予算案をSDGsに分類して表記をして、このことを強調して予算編成をしております。その中でこの「(仮称)未来を支える江戸川こどもプラン」というのはとても大事なところではないかなと思うので、これを発表するに当たって少し頭のほうに表記して、江戸川区の来年度予算にのっかってこのプランがしっかりと現場に即したものになっていくようにしていただくと良いと思います。

パブリック・コメントの中で、外国にルーツを持つということで載っていますけれども、外国籍の方がすごく増えてきている中で、外国籍の方にも、全部でなくても概要版だけでも多言語化をして、その外国籍の保護者の方にも子どもたちにも自分の意見を言っていんだよということがわかるようなものにしていただきたいと思います。

もう一つ、先日、性被害の団体の方とお話をする機会がありました。配偶者暴力のことが載っておりますけれども、これは児童相談所の管轄の中に入るかと思いますが、親子の性被害が結構あるということも聞いていますので、そういったことも子どもからも声を上げていんだよと、こういうことが自分だけじゃないんだよということがわかるように、この中にも盛り込んでいただきたいと思います。

食の支援など、来年度と今年度と事業が変わるところがかなりありまして、今回明記されているのは新しい事業が載っていますけれども、結構無くなるものもあるわけです。そういったことも皆さんにお知らせいただければなと思います。以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。今の御指摘についてはいかがでしょうか。

(事務局) 今、伊藤委員から外国人に関するお話や性被害に関するお話をいただきました。この事業計画で全て網羅できたともなかなか断言しづらいところがあります。冒頭の子ども家庭部長の挨拶の中でも、来年度、子どもの権利条例

をつくっていきますという話をさせていただきました。条例をつくっていくプロセスの中でさまざまな子どもに関する課題、それは今お話があった外国人に関する事、性被害の事なども含まれてくると思っており、権利条例を制定するということをきっかけに、権利の主体である子どもを守る、そういう仕組みづくりなどもあわせて検討していきたいと思っております。そういった趣旨の事は計画書に書かせていただいているところでございます。

また、学習支援については担当課長からお話しします。

(事務局) 児童女性課長の野口です。学習支援は先ほども御説明をいたしました学校を中心に、今までは例えば福祉部ですと福祉的な施策を受けられる方、子ども家庭部ですとひとり親、そういったカテゴリ一別にそれぞれの部署がやっていたものを学校というところで全ての子どもを対象にした学習力向上、そして子どもの力を伸ばしていこうということに変えるという点でございます。

食の支援については、今のところ来年度の変更は予定しておりません。

もう1件、居場所事業が先ほども少し御説明しました所管を変更するという事で、子ども家庭部から文化共育部の共育プラザにそのe-りびんぐ、Sacuraの機能を持っていくということで検討しているところでございます。以上です。

(伊藤委員) SDGsについては後で部長にお話ししたいと思いますが、おうち食堂とごはん便はそのままあるということですね。わかりました。すごくいいことだなと思っているので、続けてもらいたいなと思っています。教育委員会、福祉部、子ども家庭部と一緒に、困っている方々へ手を差し伸べるということが大変重要なことだと思います。制度をつくっても、困っている人のところに手が届かなかつたら意味がないことですので、その辺はよく連携して行ってほしいと思います。この計画の中にも全庁を挙げてというところが載っていると思いますが、重要だと思いますので、宜しくお願いします。

(子ども家庭部長) SDGsについては御案内のとおり、今回の予算の中ではそれを核にいろいろ御説明、分類をさせていただきました。今の御指摘は、子どもの事業について、SDGsで分類をしようということではなくて、その大切な視点をどこかに盛り込んでということだろうと思っております。この中でうたうのか、それとも今回予算で出させていただいている中で、この子どもに関するところについてはSDGsについてもこの分野だということを、ほかにも関連する分野を含めて全部出させていただいていますので、どういう形が区民の皆さんにとってわかりやすいかは少し考えさせていただきたいと思っています。

(伊藤委員) 分類はしなくてもいいんですけども、根底にこういったこと、予算分がこうなっていて、これをもとに子どもたち一人ひとりの幸せのためにこの計

画があるんだよということをどこかに表現していただくと、江戸川区の予算と合致したものになると思います言わせていただきました。

(栗原委員) この「(仮称)未来を支える江戸川こどもプラン」、中・長期的な今後の5年間のプランということで、今まで子ども・子育て応援会議でいただいた意見をこの中に取り入れていただいて修正していただいたということで、ぜひともこれを着実に進めていっていただきたいと思っております。

その中で87ページの「地域全体で支える子どもの育ち」というところで、先程の説明にはございませんでしたが、「なごみの家の整備」という項目がございます。なごみの家の運営の今後のあり方について、本来なごみの家というのは、福祉部と連携をしながら高齢者の方々と地域で支え合うというような趣旨もあると思うんですけども、こうしたなごみの家においてのこの子育ての観点と高齢者の方々の支援、この役割分担について改めて少しお伺いできますでしょうか。

(事務局) なごみの家は子どもから高齢者、障害者、誰もが住みなれた地域で自分らしく生きていこうという趣旨でございます。その中には、例えば子どもが学校帰りに寄って宿題をしたりですとか、なごみの家食堂というものがあって、そこで大人数でおしゃべりをしながら食事をするなど、人とのふれあいを子どもたちも得られる、また、折り紙を教えてもらったりなど、世代を超えた交流ということがなされているところでございます。今後もそういった視点というのは、引き続きなごみの家でも継続していくと思っております。

(栗原委員) 確かになごみの家は、限られたスペースと時間ということもございまして、なるべく高齢者の方が頼りにして行くところでもございまして、この限られた時間とスペースを有効に使っていただいているとは思いますが、高齢者の方々と子どもと一緒に育てるというのは非常に大切だと思います。ぜひとも福祉部も高齢者の方々としっかり連携をとっていただき、高齢者の方々も居場所が余りなくなっているという話も聞いておりますので、ぜひともそういった観点からも運営を考えていただきたいと思っております。

(子ども家庭部長) 今、福祉部がやっているこのなごみの家を改めて御案内をさせていただきます。確かに団塊の世代が75歳を迎える段階で、もっともっと地域で暮らせるような環境にしなければいけないということで、国を挙げてその居場所と、その核となるセンターをつくらうという話であります。本区においてはこのなごみの家でそれを包含していこうという話でありまして、今、栗原委員がおっしゃられたように、第一義的には熟年者のためということでスタートしましたが、地域に困り事を抱えているのは熟年者だけではなくて、障害を抱えていらっしゃる方も、あるいは子育てに悩んでいらっしゃる方も子ども自身も、皆さんがここに寄り集って地域の力でもって支え合う拠点をつくっていこうということでもあります。何も熟年者に限ったことではなくて、こういった子どもの拠点でもどんどん活躍いただこうということで進めております

ので、宜しくお願いいたします。

(笹井委員長) そのほかにございますか。

(山本委員) 青少年育成アドバイザーの山本と申します。特に言いたいことが一つあります。今まで行政でも、あるいは地域でも、子どもたちに対して、子どもの参加を目指す取り組みを何年かやってきて、4、5年前から、参加ではなくて参画をしましょうという形で指導を始めております。

今年の成人式は、江戸川区で1月13日にやられまして、そこで成人代表になった方は全て子ども会、あるいはジュニアリーダーなどを体験していた人でした。彼らが一生懸命、20歳になる前の15歳から18歳、19歳というのは、ジュニアリーダーの中のカウンセラーという役割を担い、いわゆる参画型の活動をしてきております。小学校の子どもたちはみんな、そのお兄さん、お姉さんのはつらつとした姿を目標にして、自分たちもそうなりたいと思いながら感動してきて育っています。行政で子どもたちのために何かを目標に置くときに、例えば権利条約は大分前に国連できて、各国が批准して行って、国で条約を批准して、各自治体には今度は条例という形でおりにいくわけですが、そのときに参加させるのではなく、参画させるということをメインにしてやってもらいたいと思います。例えば子どもの遊びも、大人が集まって、「おーい、こっちに来い、これやろう、あれやろう」と言うのではなく、「皆さん、何がやりたいですか、考えてください」と言って始めるということです。子どもたちが考えて、自分たちでこんなふうにとったらどうかと考えることが大切だと思っております。

例えば、東京23区で一番進んでいるのは世田谷区です。世田谷区には公園に、あれをやってはいけない、これをやってはいけないという看板が多過ぎるということが20年ぐらい前に問題になり、それからずっと何も制限のない、看板といえば、「ここで遊ぶのはあなた方、遊ぶ人自身の責任でやってください」という看板しかないというところがあります。そこでは土を掘って穴をつくってもいいし、きちんと帰りに埋めて帰ればいいのです。火を使ってもいいし、飯盒で御飯を炊いてもいいし、自分たちで考えてやるという形になっています。江戸川区はまだそれがないと思っております。足立区も導入してきています。そういうことを目指して、地域で子どもたちも一生懸命やっていますけれども、地域の公園とか何かで子どもたちが勝手に集まって勝手に何か考えてできる。誰か1人だけ若い指導リーダーみたいなのを置いておけばいいというような形の制度にしてもらいたいと思っております。せっかくの条例もつくって活発にやっといこうというときには、そのことを基本に置いてやっていていただきたいと思っております。

江戸川区は今、すすくすくスクールを23区に先駆けて進めており、私もすすくすくスクールを一つ担当しておりますが、図書がたくさんある中で、折り紙の本も幾つも置いてある。将棋の本も置いてある。やりたいという人はその

本を見てやっているの、教えなくてもいいという感じ。そういうふうになっていってもらいたいなと思っています。

(笹井委員長) どうもありがとうございました。これから議論する子どもの権利条例に関係する貴重な御意見だと思います。

「こどもプラン」というのはよく指摘されるんですけども、子どもや親の目線から見ればみんな同じように見えても、行政からすれば縦割りになっていて、うまくそれが繋がれていないというような御指摘をいろいろな方から受けます。こっちだと思ったらあっちに行けと言われて、ここに頼んだらこっちじゃないと言われてということがよくありますけれども、そういった意味では総合的に一体的に進めるというのはとても大事なことで、その意味では中身のある「こどもプラン」ができて、それが実施されていくということはとても重要なことだと思っています。ぜひこんな形で進めていただきたいと思っています。宜しく願いいたします。

それでは、次の議事、議題に移りたいと思いますが、2番目、令和2年度認可保育所の利用定員の設定についてということでございます。

それでは、事務局のほうから御説明をお願いします。

(事務局) 議事2について御説明いたします。

資料2を御覧ください。前回の応援会議で新設する保育園について御報告させていただきました。今回、利用定員の設定に関して御説明いたします。

(1) 認可保育所、上から1から4が新設園、5から7が認証から認可保育園移行園、8は江戸川区住宅整備条例に則って設置されたマンション内にある認可保育園でございます。(2)について、区立宇喜田保育園が民営化し、宇喜田おひさま保育園になります。定員の変更はありません。(3)を御覧ください。こちらは分園設置や増築による利用定員の変更です。最後の(4)は、認証保育所から認定こども園に移行した園です。説明は以上です。

(笹井委員長) ありがとうございました。

これにつきまして、もし御質問等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

(笹井委員長) ありがとうございました。

続きまして、議事の3番目、子どもの権利条例の策定についてということで、これも事務局から御説明願いたいと思います。

(事務局) それでは、子育て支援課、浅見が説明をいたします。

冒頭、部長の挨拶にもありましたが、この4月からの児童相談所の開設に当たりまして、全ての区民が子どもの権利についての理解を深め、また子どもの権利を最優先に考える取り組みがさらに広がるように、子どもの権利に関する条例制定に向けた準備を進めてまいります。

制定の意義については、机上配布資料「子どもの権利条例制定に向けた議

論の素材」の四角の囲み記載させていただいておりますが、3点考えられるかと思えます。

まず1点目は、権利の主体であります子どもを含めて、子どもの権利についての理解を深め、広めてまいります。

2点目は、子どもの権利にかかわる主体として、区、保護者、区民等がそれぞれ果たす役割を定めてまいります。

3点目は、地域社会が一体となって子どもを守り、育てるための取り組みのよりどころとするものを定めてまいります。

資料の1番目には、子どもの権利に関わる今日的な課題、主なものを掲載しております。児童虐待、差別、子育ての孤立化等を、ここに挙げました課題を解決するための具体的な取り組みのよりどころとして条例を制定してまいります。

2点目、子どもの定義でございますが、原則として区内に在住、在学、在勤、または活動する18歳未満の人として定めます。この条例を定めるに当たってベースとなるのが、国連が採択しております児童の権利に関する条約、いわゆる「子どもの権利条約」でございます。その精神に則って今回定めるわけですけれども、「子どもの権利条約」は大きく4つの権利についてうたっております。1点目が「生きる権利」、2点目が「育つ権利」、3点目が「守られる権利」、4点目が「参加する権利」でございます。

続いて、次の4番を御覧ください。この権利条約の中で国連の子どもの権利委員会が大切なことと考えた4点がございまして、そこに記してございます。後ほど委員の皆様にはユニセフの抄訳、「子どもの権利条約」をわかりやすくまとめたものがございまして、そちらもあわせて参照いただけたらと思います。一般原則として、1点目は「生命、生存及び発達に関する権利」、2点目は「子どもの最善の利益」、3点目は「子どもの意見の尊重」、そして4点目は「差別の禁止」でございます。この精神に則って5番以降、区の条例を定めてまいりますけれども、5番目が子どもにかかわる人または団体の役割をどういうふうにするかでございます。ここに4点挙げさせていただいております。1点目は江戸川区、2点目は保護者、3点目は子どもが学んだり活動する施設の関係者、そして4点目が全ての区民でございます。区民はもちろん在住する区民だけではなくて、在学、在勤、区内で活動する団体等も含めます。ですから、区内にある事業所等も対象に含まれます。

そして、6番目が条例の根本となる子どもの権利を保障するための考え方、方針を幾つか挙げております。子どもは大人に愛され、信頼関係を築くことができることや、最後の子どもの権利の普及啓発に関わることまで、こういったことを具体的に条文で条例に盛り込みたいと考えております。

そして、最後にその他として、既に他の自治体で定めている例もありますけれども、江戸川区が定める権利条例として江戸川区らしさ、それから子ど

もたちへのメッセージをどういうふうに盛り込んでいくか。今考えられるのは、例えば子どもにもわかりやすい表現で、です・ます調にすることや、前文で子どもに対して呼びかけるなど、さまざまなことをこれから皆様の意見をいただいて考えていきたいと思っております。

また、条例制定のプロセスとして、子どもの意見をどういうふうにその条例に反映させていくかが大切なところだと思っております。例えば中学校等で生徒の意見を聞いたり、ワークショップ等で子どもの意見を発言する場を設けていくなど、様々な方法が考えられるかと思えます。この辺もこれから御意見をいただいて、江戸川区らしさを出せるようにしていきたいと思っております。

続いて、参考資料として、既に子ども条例を制定している都内の自治体の例を一覧にしております。2002年、平成14年に定めた世田谷区から、今23区では3区ございます。それから、直近の例として、平成30年の西東京市の例を挙げております。構成としては前文と、それから具体的な条例の条文で構成されております。そして、取り組みの主体としても、ほぼ同じ対象が挙げられております。また、テーマとしても、子育て、養育支援から子どもの貧困防止に至るまで、この子どもの貧困防止については、一番最近の西東京市が具体的に子どもの貧困問題に総合的に取り組むと、そういった条文で掲げて、昨今の子どもの貧困対策の流れを条例に盛り込んでおります。資料としては以上でございます。

先週、庁内で第1回の検討委員会を開きました。今後、議会、主に福祉健康委員会ですとか、この子ども・子育て応援会議、また4月から開設いたします児童福祉審議会等で専門家等の御意見をいただいたり、また先ほどのワークショップ等の意見、それからパブリック・コメント等で区民の皆様から幅広く意見をいただいて、条例制定に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

この応援会議では、その都度素案ができた段階ですとか、それからパブリック・コメントをいただいた段階ですとか、そういった節目で委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

権利条例についての説明は以上でございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。

御説明いただいたとおりで、江戸川区の新しい取り組みとしてこういう条例をつくれないうような御提案だと思います。それにつきまして、どうぞ皆さんから御自由に御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

(田澤委員) 「子どもの権利とは」の(2)育つ権利のところに、「教育を受け、休んだり遊んだりできること」と記載がありますが、この「休んだり」ということは、具体的にどういうことを指しているのでしょうか。

(事務局) これは安心して眠ったり、安心するところがある、そういったところを指しております。

(田澤委員) それは休息という観念でよろしいですか。

(事務局) はい。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。

(五井委員) 子育てをしている本人としての意見ですけれども、まず自分のことと言えば、出産をする前に保育園に入れて働くべきか、それとも幼稚園に入れて育ちを私が横で見ていくべきかを非常に悩み、夫婦で話し合いました。最終的には幼稚園にお世話になって今に至りますけれども、その時点ではまず何が必要だったかということはほとんど知らず、幼稚園にお世話になってから詳しく何をすべきか、子どもが育つことに対して何が重要なのかということなどを丁寧に教わったので、今こんなお話ができるほどに育てていただいたわけです。親として知るタイミングが、保育園を選んだり幼稚園を選んだり、そういったことで道が分かれてしまうのではなく、どの子どもも平等に権利があるということや、そういうことを保護者も学ばなければいけないと思います。私個人で言えば、出産する前が恐らく一番気持ち的にも余裕があったかなと思います。出産した後はどうしてもお金のことであったり日々の生活の余裕のなさであったり、学ぶ時間もこういった話を聞く時間も、例えばリーフレットを出していただいても読む余裕もありませんでした。そういうことを考えると、いろいろな場面で余裕を持つタイミングというのは皆さん違うと思いますけれども、例えば私が今思うのは、出産準備クラスが病院でありましたけれども、まず出産する前のそういう場で江戸川区は積極的にこういう条例をつくることを考えているよというお話をしていただいたり、出産した後の健診でお声かけいただく。幼稚園や保育園で積極的にそういった話をさせていただける時間をつくったり、区の方が来ていただくのでも良いと思います。また、そういったことを発信する場所を、リーフレット、ホームページ、そういうことだけではなくて、子ども本人に理解できるタイミングで周知していただきたいと思います。例えば小学校に上がってから2年生のこの時期にみんなにこういう話を各学校で時間を持ってしていこうですか、子どもだけではなく保護者に対しても強く周知していただくように、お時間をとっていただけると大変ありがたいなと思います。宜しくお願いします。

(事務局) ありがとうございます。

まさに五井委員がおっしゃるとおりだと思います。今回この権利条例をつくる意義というの、まさに子どもはみんなに守られる存在であり、子どもひとりひとりに権利があるということです。子ども自身もそういったことを感じてもらえるように、また地域の皆さんにもそういった意識を持ってもらうために条例を制定してまいります。

今、乳児健診等で「子育てガイド」をお配りしております。そこで例えば

予防接種のことですとか、区の保育施設、幼稚園、保育園などの情報をまとめております。ただ、妊娠期で大変な時に読み込む時間もないのかなと実感しております。さらに区としてもPR、発信等をして、子育てに不安を抱えている方が少しでも少なくなるように取り組みをしてみたいと思っております。以上でございます。

(子ども家庭部長) 一言付け加えさせていただきます。子どもの権利条例は何のためにつくるかということ、江戸川区の全ての子どもたちが健やかな成長をなし遂げられるという地域社会をつくることだと思っております。そのときに大人の視点、親の視点ではなくて、まず子どもの視点に立ち、もちろんその子どもが置かれている環境は各御家庭で様々な事情があるんでしょうけれども、その事情に左右されずに、全ての子どもが健やかな成長を遂げるためには、子どもの視点でどんな取り組みをしていったらいいのか。それは妊娠期からこういう取り組みが、それは一つの手法だろうというふうに思いますけれども、これを必ずベースにしていかなければいけない。そうすると、親はどういう視点でこの子に接しなければいけないか、行政はどういうふうに接しなければいけないか、地域社会はどう接しなければいけないか、そもそも権利の主体である子どもは、自分にはそういう権利があるので、それをあからさまに主張するというのではなくて、そこを理解していく。全体がまずそこを理解して、子どもにとってどうあるべきかといったことをもっともっと発信していくことが必要であるということが、今、五井委員のおっしゃりたかったことのかなと拝聴いたしました。先ほど山本委員からもお話がありましたけれども、江戸川区においては子どもが中心となった施策は実は結構やっています。保育ママもそうです。これは子どものために思ってということで保育ママをやりました。すくすくスクールもそうですし、チャレンジ・ザ・ドリームも、まさしく子どもの視点に立って地域の力を借りて展開している。こういったことをまた再評価しながら、この子どもの権利条例をつくってみたい。そして、皆様からもっともっとこういった視点で率直な意見をいただければと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(笹井委員長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(井田委員) 今のお話を聞いていまして、部長にお伺いしたいのですが、どういうふうに子どもたちにアピールしていく予定でいますか。例えば先程言ったなごみの家のことですが、子どももぜひ使ってほしいということ、例えばそこで学習支援をやっているとのことですが、おそらく区内の子どもがなごみ食堂に行っている確率はほぼないというのが現状だと思います。すくすくスクールはすごく子どもたちが活用しており、これは学校でもアピールしているのですが、なごみの家はほぼ知らないと思います。もしこの権利条例ができて、子どもたちがああいうところに行っているよ、こういうこともできるよということを、どのように発信、あるいはアピールしていくのかお聞きし

たいです。

(子ども家庭部長) 今、井田委員がおっしゃられることは大変重要なことだと思います。まずこの条例をつくる時に、子どもに自分たちが権利の主体何かということを知ってもらったための第一は、やはりこの条例の策定に参画をしてもらうことだと思います。全ての子どもが、少なくとも今江戸川区でこういった条例をつくるけれども、この条例は僕たち、私たちの条例なんだということを全ての子どもたちに理解してもらい、中学校が中心になるのかもしれませんが、学校の協力をいただきながらなので、まだはっきりしたことはなかなか申し上げられませんが、そんなことをやりながら、この条例は僕たちの、私たちの条例だということをつくることから参画してもらってやるということが第一の取り組みなのかなと思っております。

そういう意味で冒頭話しましたけれども、少しお時間をいただきながら、子どもが参画するところを丁寧にやりながら、何も行政が押しつけの条例ではなくて、これは僕たちがつくったんだといったところをまずつくりたいなと思っております。抽象的で申し訳ないですけれども、そんな思いで今おります。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。

この子どもの権利条例の子どもという対象層が18歳未満という話で、中学生、高校生ぐらいのことになります。それぞれの発達段階で我々のするケアや教育も変わってくると思いますが、要するに小・中・高の、学校段階でいえばそういうレベルで抱えている悩みや社会的な問題も変わってくると思います。そういう意味ではそれを、それぞれの世代、それぞれの年代が課題を抱えているということを我々区民全員が共有しなければいけないと思っています。もちろんできること、できないこともあるし、行政でなければできないこともある、児童相談所でなければできないこともある、でも地域の人でなければできないこともあると思っています。課題を共有するということがとても大事であると、個人的には思います。

他県の例ですが、神奈川県青少年問題協議会が数年前に中学生を対象にして特命子ども委員という制度をつくり、中学生で希望する人を委員にしています。これは子どもの地域参加がテーマで、なかなか地域とうまく接触できないという子が多いので、どうやったらそれができるのかということで、特命子ども委員制度という仕組みをつくり、中学生レベルの人たちの話を聞いて、行政の取り組みを考えようという事例があります。ですから、先程山本委員がおっしゃったように、社会参画というものを進めていくという手だては、いろいろな知恵を出せば出てくるだろうと思っています。

ほかの皆さん、どうぞおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

(伊藤委員) 子どもが中学生以上かなというお話がありましたけれども、小学校の小学

年でも人権について学んでいるので、ぜひ小学生の意見も聞いていただきたいです。また、パブリック・コメントも、今、江戸川区の総合アプリというものができましたので、若い世代の保護者の方も参画し、それこそ意見を述べやすいような、スマートフォンで簡単にできるような方法を考えていただいて、たくさんの声を頂戴できるようにしてほしいなと思います。以上です。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。

(井田委員) 子どもたちの参画ということであれば、例えば地区委員会において、夜の7時からやっているところが多いと思います。子どもたちが参加できるような時間帯、例えば学校が終わって家に帰ってくる4時から参加できる地区委員の方に、地域で何か困っていないか、例えば「公園でボール遊びをすれば怒られる」「勉強をしたいけれども、家で勉強するとお兄ちゃん、お姉ちゃんがいてうるさいし、違うところで勉強するところがない」など、子どもたちが今思っていることを聞いてもらいたいと思います。たまに私の会社で子どもが5人くらい集まって宿題をしているんですけども、私が教えています。5年生の問題なので何とか解けますが、そういう場所はなかなかありません。地区委員会で子どもたちに来てもらって、どんどんいろいろな意見を言ってもらえるという環境をつくっていただければなと思います。

(笹井委員長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(森本委員) 商工会議所の森本です。今日初めて参加させていただきまして、思っていることですが、パブリック・コメントにもありますとおり、地域活動団体とも連携というのがありますので、商工会議所としまして、会員さんに向けて、直接子育てというよりも、子育てと仕事の両立をする支援が企業として必要であると思っております。

御承知のとおり、江戸川区内は約2万2,000の事業所があり、そのうちの60%が区民、約21万人の方が働いていると言われております。そういう意味では非常に地域愛が溢れている区だと思っております。各業種問わず今非常に人手不足であり、若い人がまず来ないという状況の中で、即効性はないにしても、地元である江戸川区内で育ててもらい、大人になったら江戸川区内の事業所で就職していただけるというふうに繋がっていければ、将来的には人手不足解消にも繋がっていくのかなと思います。今日皆様の意見をお聞きしまして、私も相当刺激を受けておりますけれども、例えば我々の商工会議所に向けてこういう支援をしていただきたいなど、意見のキャッチボールができれば、今後積極的に会員さんに向けて発信したいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

(笹井委員長) ありがとうございます。

それでは、この点に関しましてはこの辺にさせていただきたいと思っております。非常に前向きな御意見をいただきましてありがとうございました。是非こういう意見を踏まえて、より中身の濃いものを条例化していただきたいと

思います。

それでは、議事はこの辺にさせていただきます、次に報告に移りたいと思います。

3 報告

(1) 令和2年度 主な新規・拡充事業について

(2) 江戸川区児童相談所（4月開設）

(3) 児童相談所開設に伴う江戸川区児童福祉審議会設置について

(笹井委員長) 報告の1番目は、令和2年度 主な新規・拡充事業についてということでございます。これも事務局から御説明いただきたいと思います。

(事務局) それでは、報告事項の1点目、令和2年度 主な新規・拡充事業について御説明をいたします。

先ほどもありましたが、今月第1回区議会定例会が始まります。そこでの予算審議の議決を経て正式に決定いたしますので、主に新規・拡充を予定している事業ということで御説明をさせていただきます。

まず、新規事業の1点目、児童相談所の開設につきましては、後ほど担当課長から詳しく説明をさせていただきます。

続いて、2点目の長期育児休業支援補助でございます。これは現在、国の育児法の制度が2歳までとなっております。区が実施した調査によりますと実際にもっと短く、保育所に入れるために育休を切り上げるという現状が分かっております。そこで、待機児童の対策として、また区民のワーク・ライフ・バランスを推進するために、国の2歳までの育休に上乘せする形で、2歳以降の育休支援をしてみたいと思います。内容といたしましては、大きく二つに分かれます。まず1点目が、この2歳以降の育休制度を導入してくださる区内の事業者に対して、育休取得者の代わりとなって働く代替職員の採用に係る広告費の2分の1、年間最大50万円、それから代わりに働く方とお休みになる方の賃金差の半分を支給するというものです。これは年間最大150万円です。また、2歳以降育休を取得する方については、国の育児休業給付金の同水準を継続してお支払いいたします。

続いて、3点目の保育士等確保・定着支援事業でございます。委員の皆様も御承知のとおり、保育士不足が現在続いております。区が調べましたところ、採用してから5年以内に約6割近くの方が退職しているという現状がございます。そこで、まずは5年を目途に勤務を続けていただくということで、5年後に10万円、それからそれ以降の節目で報奨金を支給するものでございます。これは幼稚園教諭についても同様でございます。

それから、5番目の給食費の保護者負担軽減、給食費の改定に伴う保護者の負担の軽減でございます。金額等については御覧のとおりでございます。3年間の期間を予定しております。

それから、6番目の放課後補習教室は、先ほど御説明したとおりでございます。

続いて、10番目の共育プラザ中央の開設でございます。これは共育プラザが現在ない中央地域に、グリーンパレスに共育プラザ中央として開設いたします。現在上一色にありますe-りびんぐ機能もこの中に取り込む予定でございます。

12番の特定不妊治療助成は、高額な治療費の補助をいたします。

拡充事業としては保育ママ制度が1番でございますけれども、延長保育を実施するとともに、処遇改善で保育ママのなり手を増やして、さらに区の事業として推進していきたいと思っております。

また、3番の訪問型産後ケア、これまでの宿泊型や通所型に加えて、助産師が訪問する訪問型の産後ケア事業を展開してまいります。

新規・拡充を予定している事業については以上でございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。これにつきまして、もう少し詳しく教えてほしいという御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(坂井健康部長代理) 江戸川区の中央健康サポートセンターの坂井と申します。

今説明がなかった拡充事業の2番の母子健康手帳について補足いたします。「父親の育児参画を推進するとともに、18歳まで活用できるように内容を刷新し、表題を親子健康手帳に」と記載がありますが、母子健康手帳という表記は必ず載せなければいけないというのは法律で決められていますので、実際には「親子健康手帳(母子健康手帳)」と併記する形での表題になりますので、つけ加えさせていただきます。

(笹井委員長) ありがとうございます。確かに父親の子育て参加はどうするのかという問題もまだまだありますし、おっしゃるとおりだと思います。

ほかに無いようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。2番目は江戸川区児童相談所についてです。これも事務局から御説明をお願いします。

(事務局) 児童相談所開設準備担当課長の木村です。宜しくお願いたします。

私から、児童相談所について、机上にお配りしました資料をもとに御報告させていただきます。

まず初めに、10月20日号の広報えどがわを御覧ください。真ん中のページに見開きで特集を組ませていただきました。表題が「江戸川区のジソウは違うらしい」ということで、おもしろい形でタイトルをつけさせていただきました。10月にこの児童相談所をつくりますということ、区民の皆さんにまずはお知らせしたいと思いつくったものであります。

本文を読ませていただきます。「平成22年に区内で発生した児童虐待による死亡事故。このような痛ましい事故が二度と起きてはならないと、江戸川区の子どもは江戸川区で守ることを理念に、一貫した指揮系統のもとで虐待

対応を行えるよう、区が所管の児童相談所の設置に向けて整備を進めてきました。江戸川区の児童相談所には、都の児童相談所が担ってきた役割のほかにも、区の子ども家庭支援センターの児童相談援助機能を持ち合わせた施設として、子どもに関する総合相談窓口も設置します。愛称の「はあとポート」が意味する、子どもたちと保護者が悩みを何でも相談できる心の港となります。そして、江戸川区の強みである地域力を生かし、社会全体で子どもの健やかな育ちを見守り支える、これまでにない新しい児童相談所を目指します」と宣言しているところであります。内容はほかにも盛りだくさんとなっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。是非区民の皆さんに身近に感じていただけるような児童相談所にしたいと思ひ、このような広報を打って出たところであります。

併せまして、一緒にお配りしております「はあとポート」というチラシでございます。以前、少し御案内しているところもございますが、これもまた区民に身近な児童相談所となるようにということで、昨年8月に愛称を区民の皆さんに公募をしたところであります。おかげさまで400件を超える御応募をいただいた中で、この「はあとポート」という名前に決定させていただきました。いろいろなところでこの「はあとポート」という言葉をお知らせしておりますけれども、「いい名前ですね」とおっしゃっていただくことがよくあります。今後もこの「はあとポート」を身近に感じていただけるように御案内してまいりたいと思っております。

本編に参りたいと思ひます。「江戸川区児童相談所の設置について」という資料を御覧いただきたいと思ひます。

一昨年の9月になりますが、この会で私、児童相談所をこうしていきますというようなことを御説明させていただいているところでありますが、それを具現化してきた結果となっております。

江戸川区児童相談所の特徴として、子どもの命を守る児童虐待対応はまさに危機管理です。その中で指揮系統の一元化、支援対応の一元化、窓口対応の一元化、この三つの一元化を実現して、江戸川区の児童相談所ならではの地域に開かれた児童相談所を目指しますと以前も説明したところであります。改めて、この三つの一元化を御説明してまいりたいと思ひます。

一つ目が指揮系統の一元化です。子ども家庭支援センターと児童相談所の二元体制を集約してまいりますということです。この子どもの命を守る児童虐待対応はまさに危機管理であるという言葉は、先代の多田区長が申し上げていたところであります。児童虐待の対応で一刻一秒を争うときに、例えば子ども家庭支援センターにリーダーがいて、児童相談所にもリーダーがいて、お互いに判断が違うところがあって、それを調整するというようないとまはあってはならない。一つの指揮系統のもとで1人の児童相談所長をリーダーとして、あらゆる情報を一つに集約して、その中で、チームで適切な判断を

迅速に行っていくべきであるということでもあります。そのために、児童相談所の中に子ども家庭支援センターの機能を内包した形で設置してまいります。

2つ目は、支援対応の一元化です。母子保健や子育て支援、学校教育などの基礎的サービスを駆使し、地域住民や関係団体と連携を強化し、虐待の発生を防止してまいります。これがまさに基礎的自治体である区役所が、児童相談所を設置する最大のメリットであると考えております。

2枚目の川のイラストの資料を御覧いただきたいと思います。子どもの置かれた状況を、川の流れに例えて表現しているものです。最上流で元気に健やかに子どもが育っているという状況もちろんありますけれども、そこから何かのきっかけでこの川を下り始めてしまうということがあるでしょう。いろいろな岩のところには、ひとり親、育児不安、経済困窮、孤立や子育てがある、家庭内暴力やDVもあるというようなこの岩に翻弄されながら、最終的には子どもが最下流で、大人からの虐待に陥ってしまうという状況にあるということを表現しております。最下流で溺れている子ども、これは児童相談所の機能として安全に確保し、そして家庭を正常な状態に戻していくべく取り組んでいくということがもちろんあるわけです。これが横割りに入って、赤いものがその対応の具体的な例としてあります。

しかし、このような最下流に行く前に、区であれば、基礎自治体であれば対応できることがたくさんあるのではないかとということです。少し中流にあります黄色い部分、おとなりさんボランティア、おうち食堂、ファミリーサポート、一時保育などによって、これは区が行う子育ての支援の事業ですけれども、このような事業を駆使することによって虐待に陥らないように食いとめる、救い上げることが、区がサービスを持っているからこそできる事柄であると思っております。

それに加えてその上流、青い部分の矢印のところですが、町会・自治会、それから民生・児童委員から始まって、子育てひろばであるとか各種手当など地域の日、それから行政からのこの緩やかな関わりによって、もっと最上流の段階で虐待の芽を摘むことができるのではないかと、このような取り組みをしてまいりたいと思っているわけでもあります。

先ほどの広報の中で申し上げた江戸川区の子どもは江戸川区で守る、また社会全体で子どもの健やかな育ちを見守り支えるというようなこの取り組みを、江戸川区の児童相談所を中心として今後展開してまいりたいと考えているところであります。

三つ目が窓口の一元化です。総合相談窓口として、児童に関するあらゆる相談の受け皿にしていくということで、児童相談所に総合相談係という係を設置したいと思っております。そこで、相談されたい方は、どこかにお目当てがある場合については特段そちらに御案内、御連絡いただければいいんですけれども、悩み事があるんだけれども、どこに相談していいかわからない

というようなときに、ぜひ窓口を一元化したこの総合相談係に御連絡いただきたいと思っております。といいますのも、現状としましては、例えば少し近所に気になる子どもがいるんだよねというときに相談する連絡先として、今は江東児童相談所があります。江東児童相談所には江東児童相談所にかかる電話番号とともに、全国で共通ダイヤル189という番号を押すと、最寄りの児童相談所にかかる電話があります。また今、子ども家庭支援センターにも子ども家庭支援センターにかかる電話番号と、虐待SOSという虐待に特化した電話番号も設置されているところでもあります。相談をしようと考えている方に、相談先の選択を強いている状況にあるということがありますので、そういうところに迷いがないように電話番号を一つ、児童相談所の電話番号を決定いたしまして、まだかかりませんが、5678-1810というナンバーにさせていただきました。1810「イイハート」と覚えていただけると覚えやすいかなと思ひ、このような番号にさせていただいております。総合相談係で受けとめたあらゆる相談につきましては、担当の者が振り分けを行いまして、適正な所管へ御案内するというようなことをしていきたいと思っております。

さて、児童相談所の現地についてです。設置の概要のところですが、江戸川区中央3丁目4番18号、文化センターの向かいの中央図書館の裏手になります。わかりやすく言いますと、年金事務所が現地の隣に置かれているところであります、この絵のとおりとなっております。

裏面を御覧いただきますと、模型をつくったんですけれども、この模型を写真に撮っておりますが、ほぼこれと同様の形のものが、もう現在建ち上がっております。今は、先ほど部長も申し上げましたが、備品の搬入等で建物の内部を養生しながらいろいろな備品、納品の業者が入れかわり立ちかわり入っているというような状況となっております。

職員の体制としましては、合計で150人の体制となっております。その中でもケースワークのかなめとなります児童福祉司という役割を持つ職員は42名となっております、それを心理面からサポートする児童心理司については、その半分の21名を確保しているところです。

この42名という数字につきましては、昨今の目黒区の事件などを受けて、厚生労働省からこの児童福祉司の設置の人数の基準が定められているところでもありますけれども、より多くの基準に改定されたところでもあります。この42名につきましては、その基準をクリアしている数字となっております。

それ以外に、一時保護所で子どもたちに直接関わりを持つ児童指導員などが33名、あとは事務職員等、臨時職員、非常勤職員も含めまして総勢150人の体制となっております。

改めまして、裏を御覧いただきたいと思ひます。下段の児童相談所のコンセプトであります。子どもと家庭への支援をコーディネートする児童福祉に関する高い専門性を確保してまいります。また、1階に地域交流スペースを

整備し、誰でも気軽に立ち寄れる、地域に開かれた児童相談拠点としてまいりたいと考えております。

実はこの児童相談所は4階建ての建物となっておりますが、1階と2階につきましては一時保護所のエリアとしております。3階に児童相談所の受付を配置するというようになっております。入り口を入ってすぐにエレベーターに乗っていただいて、児童相談所の受付へ参るというところですがけれども、ともすると1階の入り口のところが非常に空虚な感じになるということも考えられたところでもあります。実際にどのような方でも気軽に児童相談所に立ち寄っていただきたいということも考えておりましたので、1階の入り口のエレベーターと反対のところに地域交流スペースを設けたところでもあります。ここでは例えば子育てひろばのような形で、子育て中の親子の皆さんが集まってくつろいだりお話をしたりというようなこと、それから子育ての講座を開いたり、または里親さんの交流会であるとか里親相談会を開いたりというようなことで活用してまいりたいと考えております。

それから、一時保護所のコンセプトとしまして、児童の人権擁護を第一に児童の安全が守られ、児童が明るくぬくもりを感じ、心穏やかに過ごせる場としてまいるということで、具体的には一時保護所、短期的に入所する施設とはなりますけれども、子どもが安心して過ごせるようにということで、居室、寝室はそれぞれ個室を設けております。ただし、例えば兄弟で入所した場合に、同じ部屋で寝泊まりしたいということもありますので、3人部屋も設けているところでもあります。

それから、特徴的なところとしましては個浴です。お風呂は、ユニットバス4基を男女ともに設置しました。最近お子さんは集団で入浴するという機会が余らないということもあり、ほかの児童相談所、一時保護所では1人ずつ入っているというお話を聞いたことも受け、それぞれ1人ずつ入れる個浴にしました。また、その4基のうち一つについては、例えばLGBTのお子さんがあるときに、みんなの目に触れないで浴室に入れるようなルートも確保しております。

また、居室のあるエリアに小さめのリビングを設けております。ここをどういうふうを活用するかと言いますと、夕飯を食べてお風呂に入った後、寝るまでの間、そのリビングで過ごすというようなところを想定しておりますが、リビングを囲むように居室が配置されております。例えば、今はみんなと一緒に遊ぶよりは1人になりたいというときには、先生に言いながら、自由に居室で過ごすことも可能です。そのリビングなどいながら、職員がその個室にいる子どもにも目を配れるような配置としております。

このように、口頭でこのようにしてありますと言ってもなかなか想像がつかないかと思えます。ぜひ現地を御覧いただき、御確認いただける機会を設けたいと思っております。宜しく願いいたします。

私からは以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。

いよいよこの4月からオープンされるということで、ただいまの御説明につきまして、もし御質問等ございましたらどうぞ。

(栗原委員) 御説明いただきありがとうございます。まさに4月からスタートするということで、児童相談所の役割を大いに期待しているところでございます。

私から一時保護所のことについてお聞きしたいと思っております。現在都内に一時保護所は7カ所あり、どの一時保護所もパンク寸前で、入り切れない子どもたくさんいると聞いております。江戸川区の一時保護所の場合は、定員は何名入れるかお聞きできますでしょうか。

(事務局) 35人を予定しております。就学前の幼児が7人、それから就学後の男女が14人ずつということで、35人を予定しております。

この35人はどのように設定したかと申しますと、年間で現在江東児童相談所が一時保護をしている子どもの数と平均的に入所している日数を掛け合わせまして、大体平均1日何人入所しているかというのを割り返したところ、およそ17人から18人であったというところもありまして、その人数の倍の定員を確保しようということで35人としたところですが、しかしながら、昨今の児童虐待の通告の増加もありまして、余裕があるかどうかはまた開設してみないとわからないところではあります。そういうときのこととあわせて、現在東京都、それから特別区で協議を進めておりまして、東京都の一時保護所、また同時に開設する荒川区、世田谷区の一時保護所についても、相互に利用し合うというような話し合いができてきているところです。

(栗原委員) ありがとうございます。一時保護所をどのようにしていくかは大変重要になってくるかと思いますが、この4月から開設するに当たりまして、もう既に一時保護所を使う必要がある子どもがいるのか、そういうことを今の時点でもしわかっていたら、教えていただけますでしょうか。

(事務局) 現在も東京都で一時保護された子どもたちは、都内7カ所の一時保護所で保護されています。多くの子どもが保護されているということではありますが、3月31日までに東京都の判断で一時保護された子どもにつきましては、東京都の一時保護所で過ごすこととしております。江戸川区の児童相談所には4月1日以降、江戸川区の児童相談所の判断で一時保護が必要だとして一時保護する子どもから入所するということとしております。

(栗原委員) わかりました。ありがとうございます。まさにこれから役割が大きく期待されると思っておりますので、冒頭の部長のお話からもございましたけれども、今しっかり準備を行っているということでございますので、4月からのスタートに向けまして、準備を整えていただきたいと思います。

(笹井委員長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。松尾部長からお話しいただいているように、子ども目線で捉えると、ハー

ド面が変わると思っております。機能、役割などはもちろんですが、いろいろな面で中の構造みたいなものが変わることになるのかなと思っております。そういう意味では、私も児童相談所のこれからの活動に期待しております。ありがとうございました。

それでは、報告の3番目になりますけれども、児童相談所開設に伴う江戸川区児童福祉審議会設置について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料4を御覧ください。児童相談所開設に伴う江戸川区児童福祉審議会設置についてです。

まず、児童福祉審議会はなぜ設置するのかということにつきまして、児童相談所設置市に合議制の機関を設けるということで、児童福祉法で定められております。

では、どのような事項について調査審議するためのものなのかということについて、2番を御覧ください。

江戸川区の児童福祉審議会は、令和2年4月より区長の附属機関として設置されます。児童福祉の学識経験者や専門家など、全15名が委員になっていただいております。15名参加していただく本委員会のもとに、専門のことについて調査、諮問を行う専門部会を3つ設けております。15名の委員の方にはいずれかの専門部会に属していただいております。

どのような専門部会があるかというのが、次の(1)からになります。

一つ目の子どもの権利擁護部会です。主に、先ほど木村課長から話がありましたような児童相談所での決定に対して、例えば、一時保護に家族が同意しないケースなどについて答申をいたします。構成委員は児童福祉に係る学識経験者、小児科医、精神科医、弁護士など5名で構成されております。開催頻度は毎月1回を予定しております。

続いて、(2)番、里親認定部会です。議題としては、主に里親を認定する際に児童福祉審議会に諮問をかけて答申するという形になっております。社会的養護に係る学識経験者、児童福祉施設関係者、精神科医、弁護士からなる6名の部会構成委員となっております。開催頻度は2カ月に1度を予定しておりますが、諮問する案件がなければ流会となっております。

最後、児童福祉施設部会です。こちらでは主に認可保育所の設置認可について諮問を受けて答申をいたします。構成委員は5名で、保育に係る学識経験者、会計士、建築士で構成されております。開催頻度は案件の出る時期によりますが、年5回程度を予定しております。説明は以上です。

(笹井委員長) ありがとうございました。

これにつきまして、もし御質問等ございましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

(笹井委員長) ありがとうございました。

予定していた議事報告は全て終了しましたが、もし全体を通して、今回の議事事項や報告事項に限らず、江戸川区の子ども・子育ての現況に関して皆様から御意見、御提言がありましたらお願いします。

(井田委員) 全く関係ないのかもしれませんが、生活保護世帯において、中学生、小学生の修学旅行費などの補助は出ていますか。それが今、生活保護世帯のほうに先に振り込まれるのか、学校に直接振り込まれるのか教えていただけますか。6年前ぐらい前ですけれども、ある中学校で子どもが修学旅行へ行けず、それは修学旅行費が振り込まれなかったためだと聞いたことがあります。その子は学校にも行かなくなってしまったそうです。学校に行けなくなるということがないように、何かできること、変えられるもことがあればお願いしたいと思っております。

(原野教育委員会参事代理) 30年近く前の話ですが、給食費が世帯主に振り込まれることでつかいこみがあり、給食費として未納になったことがあり、検討の結果、給食費は学校長に基本的に全部振り込んでおります。そのほかは、生活保護費の中の教育扶助として世帯主に振り込まれて入っているという形です。

(井田委員) 生活保護を受けている方は生活保護費の中に教育扶助が入っているので、結局親が払わなければいけないということでしょうか。

(原野教育委員会参事代理) そうです。教育扶助費の中の給食費代は生活保護の中から学校長に直接振り込まれるシステムとなっております。

(井田委員) 給食費は大丈夫ですけれども、修学旅行費はだめということですか。

(原野教育委員会参事代理) 御自分で振り込みだと思います、詳しくは生活援護の担当部署で調べないと分かりませんが、基本的には就学援助は生活保護を受けていないお子さんのための制度です。給食費のときもかなり調整をして、結局、就学援助の子どもたちが直接学校長払いしているんだから、生活保護費を学校長払いしても子どもたちにとっては同じだよ、というようなことで、最終的に内部で大分激論した上で、教育扶助費の中から給食費だけを学校長に払うという形をとりました。今いただいたご意見については、今後の検討課題とさせていただきます。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。

(山本委員) 里親を認定する部会があるというお話がありました。実は、外国では、子どもは、肉親ではなくても肉親のように接してくれる親御さんのもとの育ったほうが良いという解釈をみんなが持っており、子どもに対して一生懸命応援する気持ちがあります。1人の子どもを誰か育ててくれる里親のような方はいないのかなという問題が出ると、すぐ「この人はどうですか」とか「あの人はどうですか」と、里親がどんどんでき上がっていくようです。日本は、里親になることについて結構難しいものなのではないでしょうか。

(事務局) 里親につきましては、今、江戸川区内で江東児童相談所に里親の登録をされている方につきましては、そのまま江戸川区の児童相談所に移管を受ける

ことになっております。

里親に関する業務として、児童相談所が設置されますと行わなければいけない事務として、里親の数を増やすこと、それから里親の活動をサポートすること、この2つがあります。これにつきましては、責任を持って江戸川区児童相談所として取り組んでまいりたいと思っておりますが、特に里親の数を増やすということにつきましては、とても力を入れていきたいと思っております。まずは区民の皆さんに里親について知っていただきたいと思い、江戸川区が独自につくったチラシを回覧板で回したり、掲示板にポスターを張ったり、それから小中学校、幼稚園、保育園の保護者向けにチラシをお配りしたりしております。

また、町会長の集まりでもお話しさせていただきましたが、現状としましては、さまざまな理由で家族から離れて暮らしている江戸川区の子どもは300人を超えております。その中で今、里親に預かっている子どもはわずか1割、30人程度です。できれば江戸川区の子どもたち、家庭と同様の環境で過ごすことのできる里親に多くの子どもを預かっていたきたいと思っております。

今後はそういったサポート、それから里親の募集について、非常に力を持った事業者に委託をしながら、我々も協力して今後里親を多く増やしていきたいと思っております。この取り組みを始めた当初、江戸川区の里親は20人でしたが、現在は30人に増えています。児童相談所を機に、このあたりをより多く周知してまいりたいと思っております。

(子ども家庭部長) 大事な視点ですので、もう一つだけお話をしておきます。

今周知をしておりますが、里親を増やすことだけの周知ではありません。この江戸川という地域社会に、里親が当たり前地域社会にしていきたいと思っております。

ある里親から、ある公園にそのお子さんを連れていったら、「どこでお産みになったんですか」と聞かれたというお話を聞きました。そのときに、「里親なんですよ」というお話をすればいいんですけども、まだまだそれが受け入れられていない社会なものですから、どこで産んだということは言えなかったということです。自責の念に駆られてしまったという里親のお話を聞いて、そんなときに、「うちの子は実は里親でお預かりしているのよ」ということが平気で言えるような江戸川の地域社会にするためにも、里親はこういう制度であるということを知ってほしい。増やす目的と、当り前の社会にするために周知をしてほしいと思っております。

(笹井委員長) ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。もしなければ、そろそろ時間ですので、今日の会議は閉会したいと思います。皆さん御協力ありがとうございました。

4 閉会

(事務局) 以上をもちまして、令和元年度第3回江戸川区子ども・子育て応援会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。